

公社等外郭団体改革計画

平成14年度～17年度

- 県が推進する公社等改革は、公社等への県の関与を適正化し、公社等の自立的運営を促すことを目的としています。
- 本改革計画は、平成14年度から概ね平成17年度までを計画期間とする「公社等見直し計画」の一部を変更したものです。
- 計画の変更は、統合等の修正のほか、数値目標化など、より効果的に、より分かりやすく改革を推進する観点から行いました。
- 平成16年8月改訂では、平成15年度の取組成果を踏まえ、平成16年度以降の目標値等の修正を行いました。（修正部分アンダーライン）

平成15年10月
(平成16年8月改訂)

宮 城 県



目次

I	公社等外郭団体改革の基本的な考え方	1
1	公社等外郭団体の現状と課題	1
2	公社等見直しの視点と経緯	1
3	今回の計画変更の考え方	1
II	県の取組内容	2
1	要改善団体の改革の方向	2
(1)	廃止団体又は廃止が予定されている団体（3団体）	2
(2)	統合することが望ましい団体（7団体）	2
(3)	県の業務委託等の在り方の見直し、業務の縮小、競合分野の民間へのシフトを行う団体（6団体）	2
(4)	国の特殊法人改革を踏まえた見直しをする団体（2団体）	2
(5)	経営改善又は県の関与を見直す団体（23団体）	3
(6)	出資者の立場から経営改善を働きかける団体（10団体）	3
(7)	県からの職員派遣を縮小・終了する団体（11団体）【再掲】	3
2	公社等代表者への充て職の廃止	4
3	委託のあり方の見直し	4
4	財政的関与の見直し	5
5	県退職者の再就職と県職員派遣の見直し	7
①	県退職者の再就職	7
②	県職員派遣	7
6	基本財産の活用	8
7	団体改革のための県の指導	8
III	公社等の取組内容	9
1	経営目標・評価事業の導入	9
①	経営目標・評価事業の全体像と運用	9
②	経営目標の設定	9
③	経営評価の実施	9
2	監事・監査役への外部有識者の選任	10
3	役員等の民間経験者からの登用	10
4	インターネットによる情報公開の推進	10
IV	計画的な改革の推進	11
1	行政改革推進本部等における進行管理	11
①	計画の進行管理	11
②	別紙団体改革計画表「5 改革計画」の進行管理	11
③	別紙団体改革計画表「6 団体の取組計画を踏まえた県としての団体改革に対する考え方」（要改善団体以外の団体は「5 団体の取組計画を踏まえた県としての団体改革に対する考え方」）の進行管理	11
2	公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理	11
3	公社等の自己管理等	11
①	別紙団体改革計画表「4 経営改善に向けての取組計画」の進行管理	11
②	別紙団体改革計画表「1 基本情報」、「2 事業内容」、「3 主な経営指標の推移」の取りまとめと報告	11
4	公表について	11
別紙	団体改革計画表	12

I 公社等外郭団体改革の基本的な考え方

1 公社等外郭団体の現状と課題

公社等外郭団体^{※1}（以下「公社等」という。）は、行政ではカバーしきれない分野において、県民サービス向上や行政需要への迅速・柔軟な対応のため、県と連携して事業を行い、県民生活の安定と福祉の向上に多くの役割を果たしてきました。

しかし、その一方で、近年の民間事業者の公的分野参入や景気低迷等の社会経済情勢の変化を背景として、県の関与の在り方や自立的な団体運営等の課題が生じてきています。

2 公社等見直しの視点と経緯

公社等の見直しは、平成9年度からの「新しい県政創造運動－宮城の行政改革」の一環として位置づけ進めてきました。見直しの視点は、設立目的が希薄化していないか、民間の業務と競合していないか、採算に問題がないか、欠損金が生じていないか、県による人的・財政的関与が強くないか等です。

この視点に、団体個々の役割や運営実態等についての県の政策的判断も加え、これまで次のような取組を行い、団体の廃止や充て職の廃止、団体の経営改善などに一定の成果を挙げてきているところです。

平成11年5月：「公社等外郭団体に対する県の関与の見直し、団体の運営改善の促進等に向けての取組方針」を策定しました。

平成11～13年度：上記方針に基づき、公社等の自主的な取組を基本に、運営改善を促進しました。

平成13年9月：「公社等外郭団体の見直し方針」を策定しました。

平成14年1月、6月：上記方針に基づき、1月に「公社等外郭団体の見直し実施計画の内容」（以下「実施計画」という。）、6月に「見直し実現計画及びスケジュール」を策定しました。

平成14、15年度：実施計画に基づき、概ね17年度までを目標年度とする県主導の見直しを実施。

3 今回の計画変更の考え方

平成14年度からの実施計画に基づいて取り組んだ結果、新たな課題や改革の方向性が出てきて、統合の組合せやスケジュールに変更が生じました。

このため、今回、次のような観点から実施計画の変更を行うこととしました。（変更後の計画期間も、概ね平成17年度までとしました。）

- 新たな課題や改革の方向性を踏まえ、団体統合の組合せやスケジュールを修正する。
- これらの修正に加えて、県議会の「外郭団体等調査特別委員会報告」（平成15年3月）を踏まえ、各県の先進的取組を参考にして、次の方法で、より効果的で県民に分かりやすい公社等改革を押し進める。
 - ・ 改革の内容を「県の取組内容」と「団体の取組内容」に区分して、より具体化
 - ・ 改革の内容をできるだけ数値目標化
 - ・ 団体ごとに、県の実施計画や見直し実現計画及びスケジュール、団体の経営改善に向けての取組計画等を「公社等外郭団体改革計画表」（以下「団体改革計画表」という。）に一覧表化

※1 「公社等外郭団体」：県所管の法人で、次のいずれかに該当するもので、県が毎年度指定する団体（平成16年度82団体指定）

- 県が出資又は出えんを行っている団体のうち、県の出資金又は出えん金の割合が25%以上の団体
- 県が職員を派遣している団体
- 県が公の施設の管理を委託している団体のうち、その受託事業が主要な業務となっている団体
- 県が補助金、委託料又は負担金を支出している団体のうち、団体の総支出額に占める県からの補助金、委託料及び負担金の総額が2分の1以上を占める団体で、県の事務・事業との関係が特に密接である団体
- その他県の事務・事業と特に密接な関係を有する団体であって、上記に準じた取扱を行う必要がある団体

II 県の取組内容

公社等のうち、県の関与の見直しと団体運営の改善が特に必要と判断された51団体（以下「要改善団体」という。）を中心に、公社等がこれまでに蓄積してきたノウハウなどの実態に十分配慮しながら、県は次のような内容の改革を重点的・計画的に進めます。

なお、団体ごとの県の取組内容は、別紙団体改革計画表の「5 改革計画」に記載のとおりです。

1 要改善団体の改革の方向

次の区分に従い、各団体と協力しながら改革を進めます。

(1) 廃止団体又は廃止が予定されている団体（3団体）

団体名	備考
(財) 宮城県文化財保護協会	平成15年7月2日寄附行為を変更し、存続期間を設定（平成25年3月31日まで）
(財) グリーンピア岩沼	実施計画の「平成17年度解散」を前倒しして平成15年3月31日解散
(財) 地域産業創造センター	平成14年7月22日解散

(2) 統合することが望ましい団体（7団体）

団体名	備考
(社福) 宮城県社会福祉協議会 (社福) 宮城県福祉事業団 (財) 宮城いきいき財団 (平成17年度)	実施計画では「宮城県社会福祉協議会と宮城いきいき財団の2団体を平成20年度を目標に統合」としていたが、今日の社会福祉改革の流れを踏まえ、より強力かつ総合的な地域福祉推進の中核機関を整備するといった視点から、宮城県福祉事業団を追加し、統合時期を前倒し
(財) みやぎ産業交流センター (株) 仙台港貿易促進センター (<u> </u> 事務局統合)	実施計画では「平成20年度を目標に統合」としていたが、平成17年度事務局統合（ただし、 <u>指定管理者制度の導入により、事務局統合の是非について検討する必要がある。</u> ）
(社) 宮城県物産振興協会 (社) 宮城県観光連盟 (平成17年度)	<u>統合の適否をも含めた事業の在り方の検討</u>

(3) 県の業務委託等の在り方の見直し、業務の縮小、競合分野の民間へのシフトを行う団体（6団体）

団体名	備考
(財) 宮城県文化振興財団	平成14年度から、県は、文化情報ライブラリー事業委託を廃止
(社) 宮城県農業公社	実施計画では宮城県林業公社との統合としていたが、事業承継上及び資産承継上の課題が判明したことから区分を変更
(社) 宮城県林業公社	実施計画では宮城県農業公社との統合としていたが、事業承継上及び資産承継上の課題が判明したことから区分を変更
(社) 宮城県建設センター	<u>平成15年度から、県は、道路台帳調製業務をセンターと民間事業者への分離発注を本格実施</u>
(特) 宮城県住宅供給公社	実施計画では宮城県土地開発公社との事務局統合としていたが、両団体の抜本的な経営改善に必ずしも結びつかないことから区分を変更
(財) 宮城県建築住宅センター	平成15年度から、県は、計画修繕業務等の一部を試行的に民間事業者へ直接発注

(4) 国の特殊法人改革を踏まえた見直しをする団体（2団体）

団体名	備考
(特) 宮城県農業会議	
(財) 宮城勤労者いこいの村	<u>平成15年度に、管理受託施設を特殊法人雇用・能力開発事業団から栗駒町が譲り受け、町から財団が指定管理者として指定</u>

(5) 経営改善又は県の関与を見直す団体（23団体）

ア) 県の業務委託を見直す団体

団体名	備考
(社福) 恩賜財団済生会支部宮城県済生会	

イ) 県の財政的関与を見直す団体

団体名	団体名
(財) 宮城県国際交流協会	(財) みやぎ林業活性化基金
(財) みやぎ産業振興機構	(財) みやぎ婦人会館
(特) 宮城県土地改良事業団体連合会	

ウ) 収入の確保に取り組む団体

団体名	団体名
(財) 慶長遣欧使節船協会	(財) 宮城県フェリー埠頭公社
(財) 宮城県水産公社	(財) 宮城県スポーツ振興財団

エ) その他の経営改善又は県の関与を見直す団体

団体名	団体名
(特) 宮城県土地開発公社	(社) 宮城県配合飼料価格安定基金協会
(財) 宮城県地域振興センター	(社) 宮城県漁業無線公社
(財) 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	(特) 宮城県道路公社
(特) 宮城県職業能力開発協会	(財) 石巻湾漁業振興基金
(財) 仙台勤労者職業福祉センター	(財) 仙台湾漁業振興基金
(社) 宮城県国際経済振興協会	(財) 宮城県下水道公社
(社) 宮城県畜産物価格安定基金協会	

(6) 出資者の立場から経営改善を働きかける団体（10団体）

団体名	団体名
仙台臨海鉄道（株）	(株) 宮城県食肉流通公社
阿武隈急行（株）	(株) インテリジェント・コスモス研究機構
くりはら田園鉄道（株）	宮城県開発（株）
(株) 東北ハンドレッド	仙台空港ビル（株）
(株) テクノプラザみやぎ	仙台エアカーゴターミナル（株）

(7) 県からの職員派遣を縮小・終了する団体（11団体）【再掲】

団体名	備考
(特) 宮城県土地開発公社	平成14年度で派遣終了
(財) 宮城県文化振興財団	
(社福) 宮城県福祉事業団	
(財) みやぎ産業振興機構	
(株) 仙台港貿易促進センター	平成13年度で派遣終了
(社) 宮城県農業公社	平成13年度で派遣終了
(社) 宮城県林業公社	平成13年度で派遣終了
(特) 宮城県道路公社	
(財) 宮城県下水道公社	
(財) 宮城県建築住宅センター	<u>平成15年度で派遣終了</u>
(財) 宮城県スポーツ振興財団	

2 公社等代表者への充て職の廃止

公社等代表者への充て職^{※2}は、公社等経営の責任の明確化及び県関与の適正化の観点から、円滑な事業執行を図る上で継続が必要な場合を除き原則廃止します。継続する場合は、理由を明確にします。

平成16年3月末現在、14団体が既に充て職を廃止していますが、継続する2団体を除く11団体（うち1団体「(社福)宮城県社会福祉協議会」は、平成16年4月1日新規就任）は、平成17年度までに充て職を廃止します。

平成15～17年度 充て職廃止予定団体	充て職継続団体	充て職廃止済み団体
(財)宮城県国際交流協会 <u>(社福)宮城県社会福祉協議会</u> (財)宮城勤労者いこいの村 (社)宮城県国際経済振興協会 (社)宮城県観光連盟 (社)みやぎ原種苗センター (財)宮城県水産公社 (財)石巻湾漁業振興基金 (財)仙台湾漁業振興基金 (財)宮城県体育協会 (財)宮城県野外活動振興協会 (11団体)	(財)東北自治研修所 【継続する理由】 本県を含む東北6県と県内市町村が職員の研修機関として設立したものであり、所在県の担当部長が就任することが適当である。 仙台空港鉄道(株) 【継続する理由】 仙台空港アクセス鉄道は、県が主体となって推進している事業であり、国や関係機関との調整等を行う上で、代表取締役が知事が就任することが適当である。 (2団体)	阿武隈急行(株) (財)宮城県環境事業公社 (財)グリーンピア岩沼 (財)宮城いきいき財団 (社福)恩賜財団済生会支部宮城県済生会 (財)みやぎ産業交流センター (株)仙台港貿易促進センター (社)宮城県農業公社 (社)宮城県林業公社 (社)宮城県漁業無線公社 (社)宮城県建設センター 宮城県開発(株) (財)宮城県建築住宅センター (財)宮城県スポーツ振興財団 (14団体)

3 委託のあり方の見直し

公の施設の管理・運營業務の委託先は、これまで県の出資団体などの公的団体に限られていました。しかし、平成15年9月に施行された地方自治法の改正により、指定管理者制度^{※3}が導入されたことに伴い、株式会社などの民間事業者も参入できるようになりました。

このため、指定管理者の指定等に関する通則的事項を定める「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成16年7月施行）を制定したところであり、今後、公の施設ごとに、指定管理者制度への移行のための設置条例改正を行い、平成17年4月1日以降順次導入していきます。

平成16年度 ～17年度	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設の設置条例の改正 (指定管理者の指定手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を条例に規定) 指定管理者を議会の議決を経て指定（併せて指定する期間も定める。）
-----------------	---

※2 「代表者の充て職」：知事、副知事又は部局長の職（地位）にある人が、慣例的に団体の代表者に就任すること。

※3 「指定管理者制度」：これまで公の施設の管理を受託することができるのは、①地方公共団体が資本金等の50%以上を出資している法人、②管理委託しようとしている地方公共団体が25%以上を出資している法人でその公の施設の管理を主な業務とするもの等に限られていました。平成15年9月の地方自治法の改正により、①、②以外に③株式会社を含めた民間事業者にも管理委託ができることとなりました。

4 財政的関与の見直し

公社等に対する県の委託金・補助金・負担金の財政的関与は、公社等の自立的運営の確立を促す観点から、財政再建推進プログラム※4との整合性や県の施策との関連性を考慮しながら、次のような目標値でもって見直ししていきます。

なお、団体ごとの目標値は、別紙団体改革計画表「4 経営改善に向けての取組計画（数値目標の設定）」欄のうち『県からの財政的関与』のとおりです。

(単位：千円)

	平成14年度実績* (対象団体82団体)	平成15年度実績 (対象団体81団体)	平成16年度 (対象団体81団体)	平成17年度 (対象団体75団体)	H17/H14
委託金	<u>14,643,042</u>	<u>14,383,546</u>	<u>14,737,410</u>	<u>14,344,975</u>	<u>98.0%</u>
補助金	<u>4,384,801</u>	<u>5,089,838</u>	<u>7,168,897</u>	<u>6,703,484</u>	<u>152.9%</u>
負担金	<u>205,169</u>	<u>208,490</u>	<u>1,015,455</u>	<u>1,549,939</u>	<u>755.4%</u>
合計	<u>19,233,012</u>	<u>19,681,874</u>	<u>22,921,762</u>	<u>22,598,398</u>	<u>117.5%</u>

※ 委託金等の額を精査した結果、委託金等の実績値が公社等外郭団体改革計画（H15.10）の実績値と異なっている団体があるため、公社等外郭団体改革計画（H15.10）の数値と一致しない。

注1) 平成15年度実績、平成16年度の目標値は、事業年度が8～7月のため数値が出せない東北開発研究センター一分を除いている。

注2) 平成17年度の目標値は、「目標値の検討中」、「合併予定のため目標値がたてられない」、「事業年度が8～7月でありまだ目標が立てられない」等の理由により目標値を定めていない次の7団体分を除いている。

阿武隈急行(株)	(社)宮城県物産振興協会	(社)宮城県観光連盟	(社)宮城県林業公社
(財)東北開発研究センター	(財)みやぎ農業担い手基金	(社)宮城県青果物価格安定相互補償協会	

【再掲1】目標値の立てられない7団体を除く75団体の目標値

	平成14年度実績 (75団体)	平成15年度実績 (75団体)	平成16年度 (75団体)	平成17年度 (75団体)	H17/H14
委託金	<u>14,288,208</u>	<u>14,079,712</u>	<u>14,454,150</u>	<u>14,344,975</u>	<u>100.4%</u>
補助金	<u>4,030,690</u>	<u>4,709,927</u>	<u>6,775,653</u>	<u>6,703,484</u>	<u>166.3%</u>
負担金	<u>203,369</u>	<u>207,690</u>	<u>1,014,655</u>	<u>1,549,939</u>	<u>762.1%</u>
合計	<u>18,522,267</u>	<u>18,997,329</u>	<u>22,244,458</u>	<u>22,598,398</u>	<u>122.0%</u>

【再掲2】

①再掲1のうち、特に財政的支援が増加する5団体（H17目標値がH14実績の10%以上かつ増加額が2千万円以上増加する団体）の目標値

	平成14年度実績 (5団体)	平成15年度実績 (5団体)	平成16年度 (5団体)	平成17年度 (5団体)	H17/H14
委託金	<u>4,531,579</u>	<u>4,705,213</u>	<u>5,553,714</u>	<u>5,536,340</u>	<u>122.2%</u>
補助金	<u>1,308,160</u>	<u>2,112,180</u>	<u>4,391,861</u>	<u>4,335,054</u>	<u>331.4%</u>
負担金	<u>2,006</u>	<u>2,150</u>	<u>820,150</u>	<u>1,359,650</u>	<u>67,779.2%</u>
合計	<u>5,841,745</u>	<u>6,819,543</u>	<u>10,765,725</u>	<u>11,231,044</u>	<u>192.3%</u>

注) 委託金等の額を精査した結果、団体毎の補助金のH14年度実績値が、H15.10策定時の値と異なっている団体があるため、公社等外郭団体改革計画（H15.10）と一致しない。

団体名（5団体）

(財)みやぎ産業振興機構	(特)宮城県信用保証協会	(社)宮城県農業公社	仙台空港鉄道(株)
(財)宮城県下水道公社			

※4「財政再建推進プログラム」：財政再建の道筋を明らかにするために、平成13年10月に、平成14年度から17年度までを計画期間として策定したもので、公社等の見直しも含まれている。

②再掲1のうち財政的支援が減少又は横ばいの45団体（H17目標値がH14実績より減少又は増加額がH14実績の10%未満若しくは2千万円未満）の目標値

	平成14年度実績 (45団体)	平成15年度実績 (45団体)	平成16年度 (45団体)	平成17年度 (45団体)	H17/H14
委託金	<u>9,243,139</u>	<u>8,886,059</u>	<u>8,458,978</u>	<u>8,368,637</u>	<u>90.5%</u>
補助金	<u>2,286,594</u>	<u>2,179,101</u>	<u>2,014,792</u>	<u>1,999,430</u>	<u>87.4%</u>
負担金	<u>201,363</u>	<u>195,916</u>	<u>194,505</u>	<u>190,289</u>	<u>94.5%</u>
合計	<u>11,731,096</u>	<u>11,261,076</u>	<u>10,668,275</u>	<u>10,558,356</u>	<u>90.0%</u>

注) 45 団体のうち、事業年度が8月～7月でH15決算がまだ出ていない東北開発研究センターを除く44団体を集計

(委託金等の額を精査した結果、団体毎の委託金等のH14年度実績値やH16,17年度目標値が、H15.10策定時の値と異なっている団体がある。)

団体名（45団体）

(社)宮城県危険物安全協会連合会	(財)東北自治研修所	(財)東北開発研究センター	(株)東北ハートレット
(財)宮城県地域振興センター	(社)宮城県公衆衛生団体連合会	(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	(財)宮城県生活衛生営業指導センター
(財)宮城県文化振興財団	(財)慶長遣欧使節船協会	(財)宮城県国際交流協会	(社福)宮城県福祉事業団
(社福)宮城県社会福祉協議会	(財)宮城県地域医療情報センター	(財)宮城いきいき財団	(財)宮城県母子福祉連合会
(社福)恩賜財団済生会支部宮城県済生会	(財)宮城県腎臓協会	(株)テクノラザみやぎ	(社)宮城県計量協会
(特)宮城県農業信用基金協会	(特)宮城県職業能力開発協会	(株)仙台港貿易促進センター	(社)宮城県国際経済振興協会
(社)宮城県トラック協会	(特)宮城県農業会議	(株)宮城県食肉流通公社	(社)宮城県畜産協会
(財)みやぎ林業活性化基金	(社)宮城県漁業無線公社	(財)かき研究所	(財)宮城県水産公社
(特)宮城県商工会連合会	(社)宮城県建設センター	(財)みやぎ建設総合センター	(特)宮城県道路公社
宮城県開発(株)	(特)宮城県住宅供給公社	(財)宮城県建築住宅センター	(財)宮城県体育協会
(財)宮城県スポーツ振興財団	(財)宮城県野外活動振興協会	(財)みやぎ婦人会館	(財)暴力団追放宮城県民会議
(社)宮城県交通安全協会			

③再掲1のうち①、②以外の団体（委託金、補助金、負担金の無い21団体）

仙台臨海鉄道(株)	(財)宮城県環境事業公社	石巻産業創造(株)	(特)宮城県漁業信用基金協会
(財)宮城勤労者いこいの村	(財)仙台勤労者職業福祉センター	(財)みやぎ産業交流センター	仙台港流通ターミナル(株)
(社)宮城県畜産物価格安定基金協会	(社)宮城県配合飼料価格安定基金協会	石巻埠頭サイロ(株)	(財)翠生農学振興会
(株)インテリジェント・コスモス研究機構	(財)七ヶ宿ゲーム自然休養公園管理財団	(財)宮城県フェリー埠頭公社	(財)石巻湾漁業振興基金
(財)仙台湾漁業振興基金	塩釜港開発(株)	仙台空港ビル(株)	仙台エアカーゴターミナル(株)
(財)宮城県文化財保護協会			

5 県退職者の再就職と県職員派遣の見直し

① 県退職者の再就職

県では、県退職者の再就職の透明性、妥当性を高めることなどを目的に、次のような内容を含む「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」（平成15年10月24日制定）を定めました。

要綱に基づき、県退職者の公社等への再就職についても適正に行い、かつ必要最小限にとどめるとともに、今後この要綱等に基づき、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を毎年度公表し、透明性を高めていきます。

「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」の概要

- 再就職に関して県が関与する範囲の明確化
- 再就職後の行為規制の明確化
- 再就職状況の公表（公社等への再就職状況等を含む。）

② 県職員派遣

県から公社等への職員派遣については、公社等外郭団体総合調整委員会※5に諮った上で、条例等※6に基づき、適正な派遣を行うほか、次のように見直しを行います。

なお、団体ごとの目標値は、別紙団体改革計画表「4 経営改善に向けての取組計画（数値目標の設定）」欄のうち『役職員数うち県職員数』のとおりです。

	平成14年度 (実績)	平成15年度 (実績)	平成16年度	平成17年度	H17/H14
団体数	21	<u>20</u>	<u>18</u>	<u>17</u>	<u>81.0%</u>
派遣職員数	72	<u>65</u>	<u>58</u>	<u>55</u>	<u>76.4%</u>

※5 「公社等外郭団体総合調整委員会」：公社等の指定、公社等への職員の派遣、公社等への出資など、公社等に関する重要な事項の審議を行うため設置したもので、副知事を会長とし部局長で構成している。

※6 「条例等」：「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」（平成13年条例第63号）及び「公益法人等への職員の派遣等に関する要綱」（平成14年4月1日付け人第328号総務部長通知）

6 基本財産の活用

公社等の財団法人の中には、基本財産の運用益収入が金利の低下により著しく減少して、設立目的を果たすための公益事業の実施に苦慮している団体があります。

基本財産を取り崩して活用する以外に公益事業の資金を調達する方法がなく、この活用が認められないと公益事業の安定的な実施に支障が生じる財団法人に対しては、基本財産を取り崩して活用することについても、指導助言していきます。

なお、基本財産を取り崩して活用するに当たっては、「基本財産の処分の承認基準」（平成15年10月23日改正）を満たすことが必要です。

「基本財産の処分の承認基準」※7（抜粋）

- 処分（取崩し）が単年度限りであり、かつ、処分した財産が確実に補填されるものであること。ただし、処分の総額が基本財産の20%以内であって、処分後の基本財産の額が2億円以上の場合は、処分が3か年度以内であり、かつ、処分した財産の補てんに努めるものであること。

7 団体改革のための県の指導

もとより公社等は独立した法人であり、自己責任原則に則った経営が基本です。その意味で、公社等自らが自立的な運営の確立に向け、人材やノウハウ等の資源を最大限に活用し、効率的・効果的に事業を展開して、設立目的を着実に実現していく責務があります。

一方で、県は公社等に対して出資・出せんし、委託・補助・負担等の財政的関与を行い、公社等は県行政と密接な関連を有する事業を行っています。このことから、県は、公社等改革ための上記「6 基本財産の活用」までの事項に取り組む以外に、公社等の業務の健全性と適切な運営の確保のための指導助言を的確に行っていく必要があります。

県の助言指導の視点は、公社等自らの不断の経営改善とコンプライアンス（法令遵守※8）の徹底にあり、次のような事項を中心に指導助言していきます（詳細は次ページ以降の「Ⅲ 団体の取組内容」参照）。

- ① 「経営目標・評価システム」の導入による経営改善
- ② 監事等への外部有職者の選任
- ③ 役員等経営幹部への民間経験者からの選任
- ④ 情報公開の一層の推進

なお、団体ごとの県の指導方針は、別紙団体改革計画表の中の「6（要改善団体以外の団体は5）団体の取組計画を踏まえた県としての団体改革に対する考え方」に記載のとおりです。

※7 「基本財産の処分の承認基準」：財団法人及び社団法人の基本財産の処分に係る承認の基準を定めたもので、承認に当たっては、ここに記載した要件のほか、事業計画・収支予算が適切に執行されていること、現行の財産運用が効率的であること等の要件がある。

※8 「コンプライアンス（法令遵守）」：法令、企業倫理、内部規則等を遵守して団体を運営していくこと。

Ⅲ 公社等の取組内容

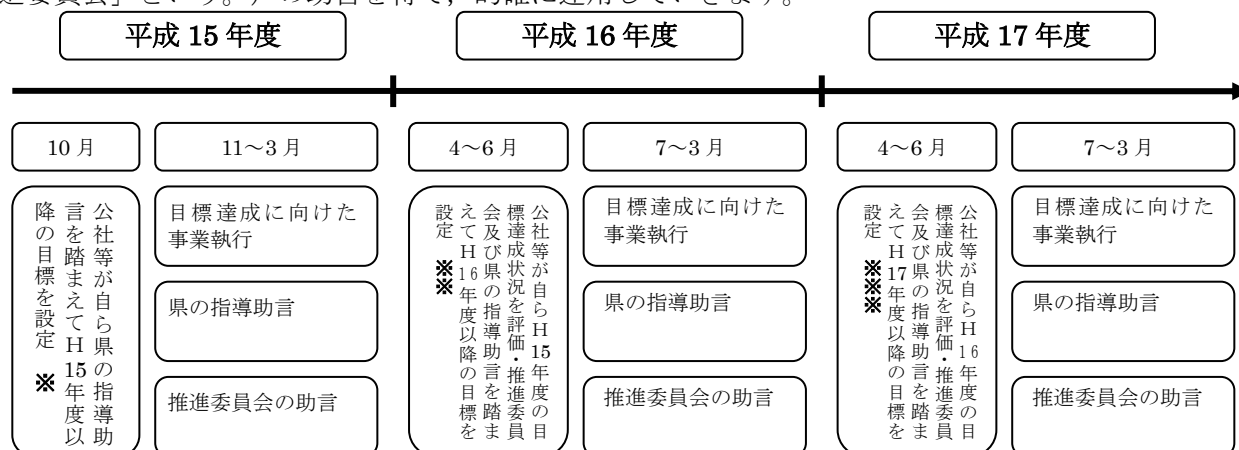
公社等は、自己責任原則に則った経営を行うほか、県から人的・財政的関与を受け、あるいは県から業務を受託しているという公的な責任に鑑み、次のような事項に真摯に取り組むことが望まれます。

1 経営目標・評価事業の導入

① 経営目標・評価事業の全体像と運用

経営目標・評価事業は、公社等が自立的経営の確立に向け、主体的に経営改善を進めていくための仕組です。つまり、公社等自らが、事業実施に先立ち、経営改善ための数値目標を設定、事業実施後に実績を評価して、翌年度以降の経営に反映する形で運用していきます。

経営目標・評価事業の導入は、平成15年度からすべての公社等で導入します。公社等は、目標の設定や評価について、県の指導助言のほか、公社等外郭団体経営目標・評価推進委員会^{※9}（以下「推進委員会」という。）の助言を得て、的確に運用していきます。



- ※……………3か年度分（要改善団体以外の団体はH15年度分のみ）の目標を団体改革計画表に設定
- ※※……………H15の目標と実績を比較評価し、推進委員会の助言等を踏まえてH16以降3か年度（要改善団体以外の団体はH16のみ）の目標を団体改革計画表に設定
- ※※※……………H16の目標と実績を比較評価し、推進委員会の助言等を踏まえてH17以降3か年度（要改善団体以外の団体はH17のみ）の目標を団体改革計画表に設定

② 経営目標の設定

各団体は、事業実施に先立ち、経営改善に向けた取組目標や収支等の目標値を、別紙団体改革計画表の「4 経営改善に向けての取組計画（数値目標の設定）」に設定します。目標は、当該年度を含む向う3年度分（要改善団体以外の団体は当該年度分）を、次の留意点を踏まえて設定します。

- 前年度までの経営評価の結果を反映しているか。
- 目標値の設定水準が、団体の目的や事業内容等に照らし妥当であるか。
- 目標値は実現可能であるか。

③ 経営評価の実施

各団体は、事業年度終了後、当該年度の各目標値の達成率が十分な水準であるか評価します。評価の方法は、当該年度の目標と実績の比較、当該年度の実績と前年度までの実績との比較、経営指標の分析等により行います。その際、概ね次のような事項についても評価を行います。

なお、評価の結果は、別紙団体改革計画表の「4 経営改善に向けての取組計画（数値目標の設定）」にまとめ、次年度以降の経営に反映していきます。

- 支出の抑制と同時に、収入の拡大に努めたか。
- 目標値の設定は適当であったか。
- 事業内容や組織機構、役職員数、報酬・給与等の見直しは必要ないか（経営が悪化した場合は、トップや経営幹部が報酬・給与のカットなどにより、経営責任を負います。）

※9 「公社等外郭団体経営目標・評価推進委員会」：経営目標・評価事業に対して助言等を得るために県が設置したもので、公認会計士3名で構成されている。

2 監事・監査役への外部有識者の選任

公社等の監事・監査役は、理事・取締役の職務の執行を監査し、業務執行の適法性を確保するなどの役割があり、その責任の重大さが指摘されています。

このため、公社等内部のチェック機能を強化し、公社等をめぐる不祥事を防止する観点から、監事・監査役の選任に当たっては、公認会計士等有識者から選任するよう努めるものとします。

3 役員等の民間経験者からの登用

景気の低迷や金利の低下など厳しい環境にあつて、公社等は、コスト意識や能力主義の徹底など、これまで以上に効果的で効率的な団体運営及び事業展開が求められています。

このため、民間の経営ノウハウを積極的に活用して組織の活性化を図る観点から、役員等の経営幹部の選任に公募制を採用するなど、民間経験者等から有能な人材を登用するよう努めるものとします。

4 インターネットによる情報公開の推進

公社等の情報公開は、情報公開条例等^{※10}により定款、事業報告書（営業報告書）、収支計算書（損益計算書）、貸借対照表等の業務・財務に関する資料の公開に努めることとされています。しかし、公開の場所は、県の情報センター・コーナー及び各公社等の窓口に限られていることから、より簡単に県民に情報を提供できるようにすることが課題となっています。

このため、公社等自らがインターネットにより、条例等に定める資料を公表するよう努めるものとします。

また、公社等が、県から委託金、補助金、負担金を受けて特定の事業を行っている場合は、その名称、金額、事業内容、実績等についても、インターネットにより公表するよう努めるものとします。

※10「情報公開条例等」：「情報公開条例」（平成11年宮城県条例第10号）、「出資団体の情報の公表に関する要綱」（平成11年6月15日宮城県要綱）、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ）に基づく県からの要請

IV 計画的な改革の推進

本計画の着実な推進を図るために、県は行政改革推進本部等において進行を管理していきます。なお、今後の取組結果により数値目標等が変わってきますので、計画を随時見直ししてまいります。

1 行政改革推進本部等における進行管理

① 計画の進行管理

総務部長は、計画の進行状況を9月及び3月分の半期ごとにとりまとめ、行政改革推進本部長（事務局は行政管理課）に報告するものとします。

行政改革推進本部長は、総務部長に対して必要な指示を行うものとします。

② 別紙団体改革計画表「5 改革計画」の進行管理

所管部局長は、別紙団体改革計画表「5 改革計画」（要改善団体のみ）の進行状況等について6月、9月、12月、3月の末日までに総務部長に報告するとともに、9月及び3月分の報告にあっては、行政改革推進本部長に併せて報告するものとします。

所管部局長に対して、行政改革推進本部長は必要な指示を、総務部長は必要な助言を行うものとします。

③ 別紙団体改革計画表「6 団体の取組計画を踏まえた県としての団体改革に対する考え方」（要改善団体以外の団体は「5 団体の取組計画を踏まえた県としての団体改革に対する考え方」）の進行管理 上記②別紙団体改革計画表「5 改革計画」と同様に進行管理を行います。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

公社等外郭団体総合調整委員会において、毎年度1回、公社等の指定を行います。また、県職員の派遣、出資・出えん、定款や寄付行為の重要な変更等については、随時、その妥当性等を判断していきます。

3 公社等の自己管理等

① 別紙団体改革計画表「4 経営改善に向けての取組計画」の進行管理

公社等は、別紙団体改革計画表「4 経営改善に向けての取組計画」を、所管部局長の指導助言及び推進委員会の助言をできる限り尊重して、自己点検方式で進行管理を行うものとします。

公社等は、この進行管理状況を、当該年度の翌年度の6月末日までに所管部局長に提出することとします。（所管部局長は行政改革推進本部長に報告するものとします。）

なお、公社等に指導助言する所管部局長に対して、行政改革推進本部長は必要な指示を、推進委員会は必要な助言を行うものとします。

② 別紙団体改革計画表「1 基本情報」、「2 事業内容」、「3 主な経営指標の推移」の取りまとめと報告

公社等は、別紙団体改革計画表「1 基本情報」、「2 事業内容」及び「3 主な経営指標の推移」を取りまとめ、当該年度の翌年度の6月末日までに、所管部局長を経由して、行政改革推進本部長に報告するものとします。

4 公表について

改革計画、別紙団体改革計画表及びその取組成果については、インターネットで毎年度公表するものとします。

行政管理課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/gyoukan/>)

要改善団体（49団体※）

- 1 (特)宮城県土地開発公社
- 2 (株)東北ハンドレッド
- 3 (財)宮城県地域振興センター
- 4 仙台臨海鉄道（株）
- 5 阿武隈急行（株）
- 6 くりはら田園鉄道（株）
- 7 (財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
- 8 (財)宮城県文化振興財団
- 9 (財)慶長遣欧使節船協会
- 10 (財)宮城県国際交流協会
- 11 (社福)宮城県福祉事業団
- 12 (社福)宮城県社会福祉協議会
- 13 (財)宮城いきいき財団
- 14 (社福)恩賜財団済生会支部宮城県済生会
- 15 (財)みやぎ産業振興機構
- 16 (株)テクノプラザみやぎ
- 17 (特)宮城県職業能力開発協会
- 18 (財)宮城勤労者いこいの村
- 19 (財)仙台勤労者職業福祉センター
- 20 (財)みやぎ産業交流センター
- 21 (株)仙台港貿易促進センター
- 22 (社)宮城県国際経済振興協会
- 23 (社)宮城県物産振興協会
- 24 (社)宮城県観光連盟
- 25 (社)宮城県農業公社
- 26 (特)宮城県農業会議
- 27 (社)宮城県畜産物価格安定基金協会
- 28 (社)宮城県配合飼料価格安定基金協会
- 29 (株)宮城県食肉流通公社
- 30 (特)宮城県土地改良事業団体連合会
- 31 (財)みやぎ林業活性化基金
- 32 (社)宮城県林業公社
- 33 (社)宮城県漁業無線公社
- 34 (財)宮城県水産公社
- 35 (株)インテリジェント・コスモス研究機構
- 36 (社)宮城県建設センター
- 37 (特)宮城県道路公社
- 38 (財)宮城県フェリー埠頭公社
- 39 (財)石巻湾漁業振興基金
- 40 (財)仙台湾漁業振興基金
- 41 宮城県開発（株）
- 42 仙台空港ビル（株）
- 43 仙台エアカーゴターミナル（株）
- 44 (財)宮城県下水道公社
- 45 (特)宮城県住宅供給公社
- 46 (財)宮城県建築住宅センター
- 47 (財)宮城県スポーツ振興財団
- 48 (財)みやぎ婦人会館
- 49 (財)宮城県文化財保護協会

要改善団体以外の団体（33団体）

- 50 (社)宮城県危険物安全協会連合会
- 51 (財)東北自治研修所
- 52 (財)東北開発研究センター
- 53 (社)宮城県公衆衛生団体連合会
- 54 (財)宮城県生活衛生営業指導センター
- 55 (財)宮城県環境事業公社
- 56 (財)宮城県地域医療情報センター
- 57 (財)宮城県母子福祉連合会
- 58 (財)宮城県腎臓協会
- 59 (社)宮城県温泉協会
- 60 (社)宮城県計量協会
- 61 石巻産業創造（株）
- 62 (特)宮城県信用保証協会
- 63 (特)宮城県漁業信用基金協会
- 64 (特)宮城県農業信用基金協会
- 65 (財)みやぎ農業担い手基金
- 66 仙台港流通ターミナル（株）
- 67 (社)宮城県トラック協会
- 68 (社)みやぎ原種苗センター
- 69 (社)宮城県青果物価格安定相互補償協会
- 70 石巻埠頭サイロ（株）
- 71 (社)宮城県畜産協会
- 72 (財)かき研究所
- 73 (財)翠生農学振興会
- 74 (特)宮城県商工会連合会
- 75 (財)みやぎ建設総合センター
- 76 (財)七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団
- 77 塩釜港開発（株）
- 78 仙台空港鉄道（株）
- 79 (財)宮城県体育協会
- 80 (財)宮城県野外活動振興協会
- 81 (財)暴力団追放宮城県民会議
- 82 (社)宮城県交通安全協会

※ 3 ページでは 51 団体となっていますが、ここでは既に解散した 2 団体（(財)グリーンピア岩沼、(財)地域産業創造センター）を除いて、49 団体としています。